

漁業補償契約に関する公開質問状

2019年6月 日

村岡嗣政山口県知事殿

原発いらん！山口ネットワーク 代表 小中進

質問項目

山口県は、2019年2月県議会において、次のとおり答弁している。

次に、漁業補償後19年以上も経った時点で着工するには、改めて漁業補償をしなければならないのではないかとのお尋ねです。

公有水面埋立法上、埋立工事の着手に当たっては、埋立工事の施行区域内の漁業権者に対する補償が必要ですが、漁業権者である山口県漁業協同組合への補償はなされており、その上で、事業者は、埋立工事に着手しています。

したがって、公有水面埋立法第8条に定める補償は既に完了しており、その補償後に漁業を始めた方がおられたとしても、公有水面埋立法上は、年月の経過により、改めて補償をする必要はありません。

上掲答弁に関し、以下、質問する。

Q1. 公有水面埋立法第8条が、埋立工事に着手するに先立って埋立事業者が漁業権者に補償すべきことを規定しているのは、なぜか。埋立工事が漁業権を侵害するからか。

イエスであれば、その旨回答されたい。ノーであれば、その根拠を明示されたい。

Q2. 漁業補償契約に基づき漁業補償を支払えば、なぜ埋立工事に着手できるのか。

漁業補償契約が、①埋立事業者が漁業権者に補償する、及び②漁業権者が埋立事業者の埋立事業に同意する、という二つの項目を含む双務契約として結ばれるからか。

イエスであれば、その旨回答されたい。ノーであれば、その根拠を明示されたい。

Q3. Q2の回答がイエスの場合、埋立事業者が埋立事業を実施できる権利は「漁業補償契約に基づく債権」にあたると思われるが、如何か。

イエスであれば、その旨回答されたい。ノーであれば、その根拠を明示されたい。

Q4. 漁協は加入脱退自由の団体であるから、漁協に加入しない漁民が存在し得る。

したがって、漁協が契約当事者であるような漁業補償契約の効力は、漁協に加入していない漁民には及ばないことになるが、如何か。

イエスであれば、その旨回答されたい。ノーであれば、その根拠を明示されたい。

Q5. 債権の消滅時効期間は10年である(民法第167条1項)。

したがって、2000年4月27日に中国電力と共同漁業権管理委員会・四代漁協等の間で結ばれた補償契約に基づく中国電力の埋立事業を実施できる権利は、既に消滅しているのではないか。

イエスであれば、その旨回答されたい。ノーであれば、その根拠を明示されたい。

以上